

津波ハザードマップ

③ 一色西部・一色中部・佐久島地区

発行：西尾市 危機管理局危機管理課 TEL：0563-65-2137 発行年月：令和3年3月

凡例

- 津波一時待避所
- 指定緊急避難場所(津波)
- 指定避難所(津波)
- 学校
- 市役所・支所
- 警察署・交番・駐在所
- 消防署
- 救急病院
- 幼稚園・保育園
- その他の施設
- 小学校区界
- 市界
- 鉄道
- 緊急輸送道路

基準水位

- 5.0m以上
- 3.0～5.0m未滿
- 1.0～3.0m未滿
- 0.5～1.0m未滿
- 0.1～0.5m未滿
- 池沼等(警戒区域内)

土砂災害警戒区域等

- 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 土砂災害警戒区域(地すべり)

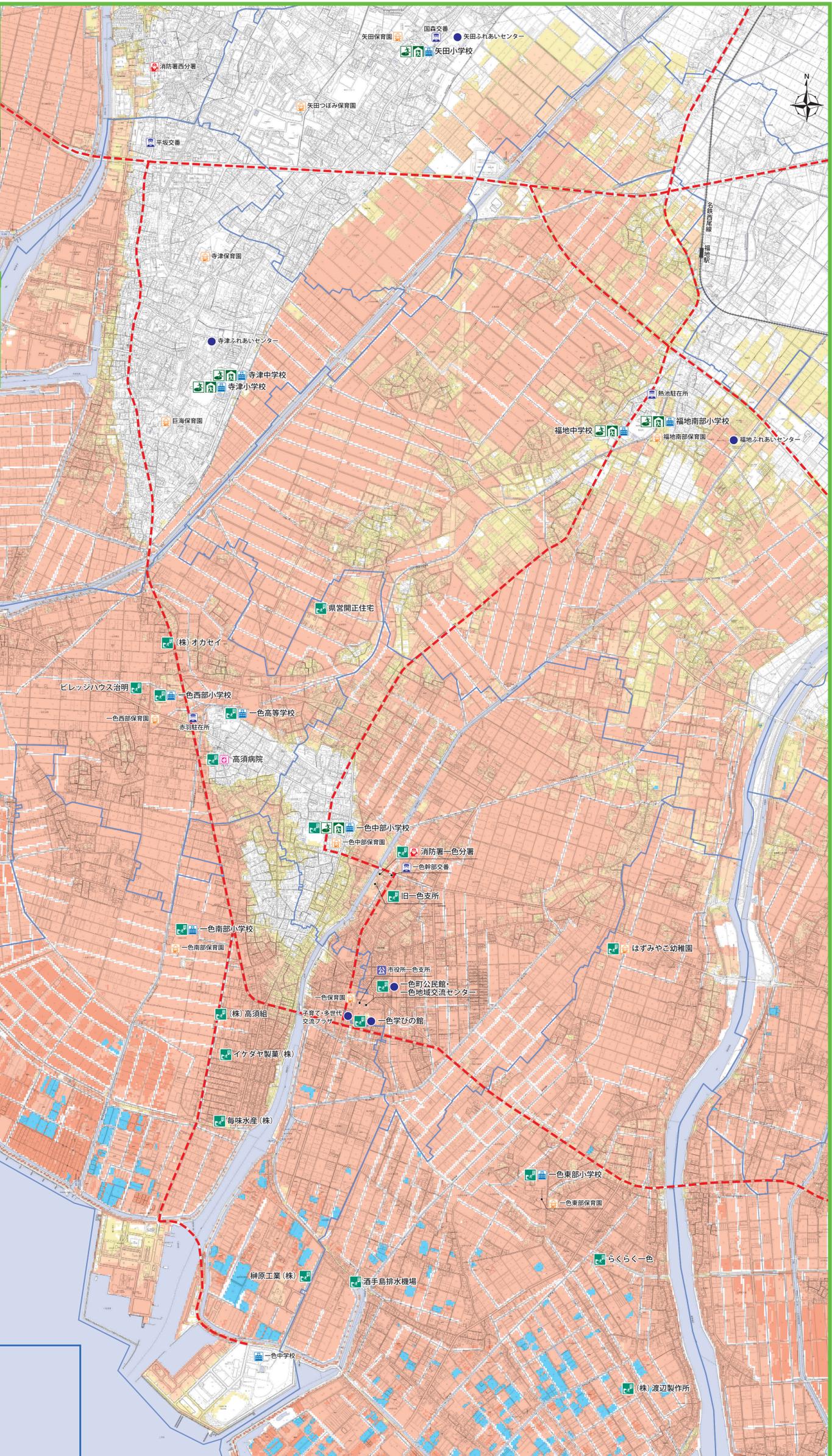
このマップについて

このハザードマップは、令和元年7月に愛知県により指定された津波災害警戒区域を表示し、津波発生時の適切な避難行動を検討・実現することを目的に作成しました。日ごろよりハザードマップを確認し、避難について考えておいてください。掲載している津波災害警戒区域等は、あくまでも想定であり、表示した浸水深より津波が大きくなることや、警戒区域外であっても災害が発生する可能性もあります。十分ご注意ください。

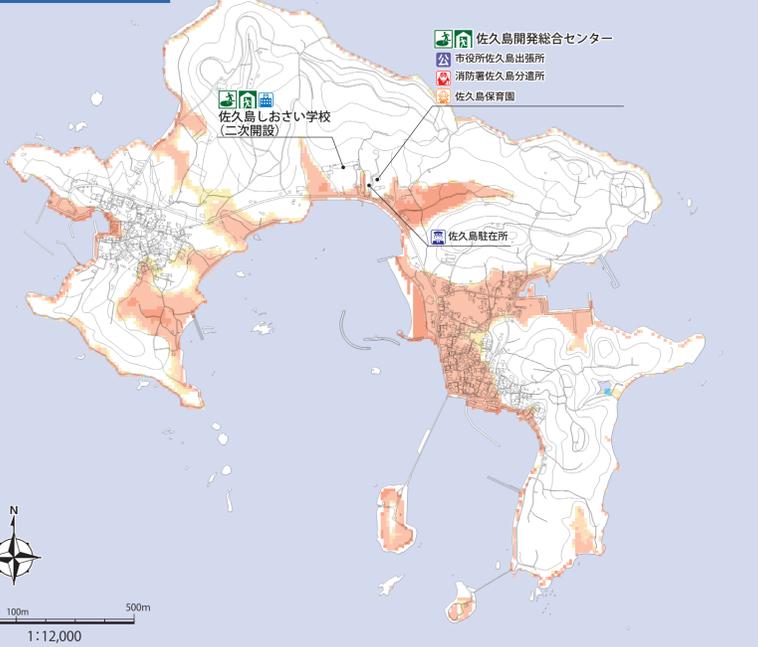
西尾市には、津波以外にも様々な種類の災害が発生する可能性があります。土砂災害や洪水のハザードマップ等をあわせて確認しておきましょう。

避難所等の解説

- 【津波一時待避所】**
体が不自由等の理由から津波災害警戒区域外までの避難が困難な場合に、緊急的に対応する場所
- 【指定緊急避難場所】**
地震や津波から命を守るために、緊急的に避難する場所
- 【指定避難所】**
自宅等が被害を受け、生活ができなくなった場合に避難生活を行う場所
- 【指定避難所(二次開設)】**
避難の長期化、避難者数の増加などに対応するため、二次的に開設する場所
※開設については、防災無線等でお知らせします



佐久島



津波災害警戒区域とは

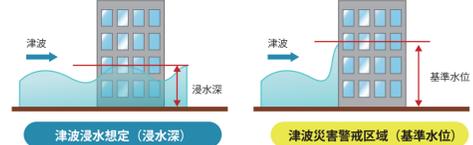
津波災害警戒区域(イエローゾーン)は、最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずる恐れがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として愛知県知事が指定した区域です。このハザードマップのうち、基準水位の着色がなされている区域が対象です。

津波災害警戒区域内(イエローゾーン)において、建築物の建築やそれにとりもなう開発行為が制限されることはありません。

【注意】砂浜や海岸護岸、河川、水路、池等については、陸地として扱われていないため、津波到達の恐れがあっても、津波災害警戒区域から外れている場合があります。そのため、周辺の土地が警戒区域に指定されている場合は、津波到達の恐れがあるので、避難してください。

基準水位と浸水深の違い

これまでのハザードマップに表示していた浸水深に変わり、今回のハザードマップでは、基準水位を表示しています。基準水位とは、津波浸水想定の高さに、津波が建築物等に衝突した際の水位上昇(せき上げ高)を加えた水深です。なお、基準水位は地盤面からの高さで表示しています。



基準水位

- 5.0m以上
- 3.0m～5.0m未滿
- 1.0m～3.0m未滿
- 0.5m～1.0m未滿
- 0.5m未滿

索引図

